

公益社団法人

雲南法人会会報

雲南

2022

64号



目次

令和三年度文化講演会を開催	1
活動報告	2
小学生の「税に関する絵はがきコンクール」	4
租税教室開催報告	5
令和三年度納税表彰	5
行動する法人会	6
令和四年度税制改正に関する提言（要約）	8
各種全国大会開催報告	10
新入会員紹介	10
情報コーナー	11
会員企業紹介	12
大東税務署からのお知らせ	14
島根県からのお知らせ	22
自主点検チェックシート	23
福利厚生制度PR	24

《表紙》

永井隆記念館（雲南市三刀屋町）

令和3年4月にリニューアルオープンした永井隆記念館。三刀屋町が故郷の永井隆博士は、自らも長崎で被爆し大けがを負ったが、被災者の救護活動に取り組む等、最後まで医師としての使命に生き、恒久平和と隣人愛の精神（如己愛人）を訴え続けた。駐車場には「平和を」の祈りの象徴として「平和の鐘」モニュメントが設置された。

法人会とは

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会の役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約75万社の会員企業、41都道府県に440の会を擁する団体です。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすもの団体、これが法人会です。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

令和3年度 文化講演会を開催

講師

田部長右衛門氏

演題

やってやれないことはない！まだまだやれるぞ雲南地域

研修委員会活動報告 研修委員 佐々木 晃久



十一月一日、税を考へる週間協賛の文化講演会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響で、会場をいっばいにするのが出来ませんでした。したが、それでも一〇〇名の方々にお越しいただき、大谷研修副委員長による司会で始めることが出来ました。



講演に先立ち、伊藤会長のあいさつに続き、大東税務署 住田署長、雲南市 石飛市長より祝辞を戴いたのち、講師の田部長右衛門氏が十月に設立された「たなべたらの里」のプロモーション映像で講演が始まりました。

「やってやれないことはない！まだまだやれるぞ雲南地域」と題して、田部長の始まりから現在に至るまでのお話や田部氏の海外赴任時のお話も交えつつ、人口減少が進むこれからの雲南地域に、いかに人を流入させるかを県外、そして海外へ出て経験された目線でお話しされました。



挨拶する伊藤会長

世の中の人や物が都会に流れ、大量生産が当たり前で安価なものを売り出すのが主流の世の中になり、それに流されて地方の商売人も都会と同じことをしてしまっている。地元で一つひとつ丁寧に作られる「良いもの」を大量生産品と同じく安い価格で提供してしまっ

ては、「本物」に値段が付かなくなってしまう。都会には便利なものがたくさんあり、人気のお店や品物もたくさんある。しかしある時、地元に戻り居間で昼食を取っていた時、人工物の音が聞こえず、自然の音に囲まれながら一汁三菜を口にし、そのおいしさと幸せを感じ、「地元にはすべてが揃っている」ことに気づいたのだとか。ただ、素材があっても上手に料理する人がいないことにも気づき、十一年の歳月をかけ、自社の経営改革に着手される傍ら、吉田町のライフサイクルを整え、食料自給率、エネルギー自給率一〇〇パーセントを目指しておられるとのことでした。

雲南地域には歴史と文化があり農産物もある。それらを運ぶための高速道路もあり、少し行けば飛行場もある。この交通網を利用すれば物を運ぶことも、人を集めることも出来る。

そうして通過点でしかなかった雲南地域を、目的の地にすることが出来る。「中山間地域から都会への下剋上です」とおっしゃっていました。

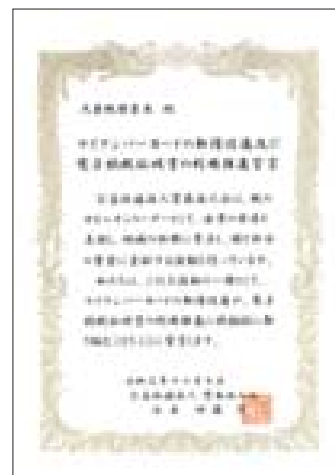
「やる気さえあれば前に進めます。諦めているから出来ないのではありません。諦めなければ出来るのです。雲南地域を目的地にするため、ともに頑張りましょう」と締めくくられました。

活動報告

「マイナンバーカードの取得促進及び電子納税証明書の利用推進」を宣言

12月7日、大東税務署において「マイナンバーカードの取得促進及び電子納税証明書の利用推進宣言式」が開催され、伊藤会長から住田隆征大東税務署長へ宣言書が手渡されました。電子納税証明書（PDFファイル）が導入されたことにより、マイナンバーカードを使った電子納税証明書（PDF）取得は、税務署に出向く手間もなく請求から受取りまでの手続きをパソコンで完結でき何度でも、何枚でも印刷できるなど法人企業にとって業務の効率化や経費節減にも繋がるなどメリットがあります。

当会では、マイナンバーカード取得促進及び電子納税証明書利用推進に積極的に取り組みし、企業の発展を支援していきたいと考えています。



電子申告・電子納税利用推進懸垂幕を作成



雲南市役所

マイナンバーカードを利用した電子申告・電子納税利用推進を啓発する懸垂幕を作成し、雲南市役所・奥出雲町役場・飯南町役場に掲揚しました。懸垂幕はマイナンバーカード取得促進にも繋がり、また、法人会の理念でもある「企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する」ことを目的に広報委員会で協議の上作成したものです。



奥出雲町役場



飯南町役場

支部・地区研修会を開催



住田署長

支部活動として11月24日に奥出雲支部（会場：奥出雲町サイクリングターミナル）、12月7日に三刀屋地区（会場：ホテル上代）、12月8日に大東地区（会場：雲南市商工会大東支所）の研修会が開催されました。研修会は、大東税務署 住田隆征署長より「お酒と税」の演題で講演いただきました。島根県大田市ご出身との自己紹介の後、講演では開催地それぞれの地域の話から入っていただき、その後酒税の税収の変動やお酒の歴史、お酒にまつわる神話など幅広くお話しいただきました。「島根が日本酒発祥の地と言われている。」とのことでした。また、日本酒検定クイズも準備いただき、楽しくお酒と税についてのお話を拝聴し改めて日本酒の奥深さを感じました。最後に、「『適正飲酒』を心掛けてください。」と締めくくられました。

次に、藤原総務課長からはパソコンやスマートホンでのオンラインでできる手続きについてご説明いただきました。

なお、雲南市支部木次地区・加茂地区・掛合吉田地区・飯南支部については、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑みて、開催中止となりました。



大東地区



三刀屋地区



奥出雲支部

税務研修会を開催

11月、大東税務署にご協力いただき、雲南市（会場：サンワーク木次）・奥出雲町（会場：カルチャープラザ仁多）・飯南町（会場：飯南町商工会本所）の各地区において税知識の理解と普及を目的とした実務担当者向けの税務研修会を開催しました。研修は「年末調整について」主な変更点や年末調整の電子化など大東税務署日原上席国税調査官にわかりやすく説明いただき、参加者はメモを取りながら熱心に耳を傾けていました。



「税に関する絵はがきコンクール」展示準備に参加

女性部会では、10月18日に大東税務署で行われた「税に関する絵はがきコンクール」作品展示準備に参加しました。今年度は雲南管内の小中学校から441点の応募があり、作品を展示パネルに貼り付けました。児童が税のことを考えながら工夫を凝らして仕上げた作品は、「税を考える週間」に各地域のショッピングセンターや交流センターなどで展示され地域の方々にも見ていただきました。



租税教室講師研修会に参加

10月27日、大東税務署において雲南地区租税教育推進協議会主催の租税教室講師研修会が開催されました。中学校での租税教室開催における講師の心構えや注意事項、また、スライドを使っての事例紹介など大東税務署畑尾係長より分かりやすく説明していただきました。中学校での租税教室の内容は少しハードルが高いように感じますが、今後たくさんの方に中学校にも講師として赴いていただきたいと思います。



第23回

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」

法人会では租税教育活動の一環として、小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の作品募集、パネル展準備、表彰等の活動をしています。

本年度は雲南管内 28 の小学校から計 441 点の応募があり、雲南地区審査会、島根県審査会において下記のとおり特別賞受賞者が決定しました。

◆ 島根県審査会 受賞者

賞名	学校名	学年	氏名
島根県知事賞	雲南市立阿用小学校	6	森山 未有 さん
島根県審査委員会特別賞	奥出雲町立布勢小学校	6	高木 心菜 さん



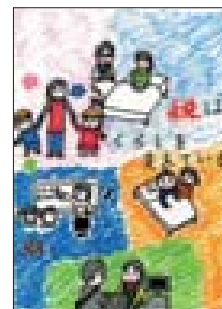
島根県知事賞
阿用小6年 森山 未有さん



島根県審査委員会特別賞
布勢小6年 高木 心菜さん

◆ 雲南地区審査会 特別賞受賞者

賞名	学校名	学年	氏名
雲南青色申告会連合会長賞	奥出雲町立阿井小学校	6	古川美羽菜 さん
公益社団法人雲南法人会長賞	飯南町立赤名小学校	6	池田 愛羅 さん
雲南地区納税貯蓄組合連合会長賞	雲南市立佐世小学校	6	野中 美杜 さん
雲南地区租税教育推進協議会代表幹事賞	雲南市立大東小学校	6	永瀬 ゆい さん
大東税務署長賞	奥出雲町立布勢小学校	6	小倉 悠 さん
島根県東部県民センター所長賞	雲南市立加茂小学校	6	名原慶太郎 さん
雲南市長賞	雲南市立西小学校	6	遠田 真優 さん
奥出雲町長賞	奥出雲町立横田小学校	6	白根 那柚 さん
飯南町長賞	飯南町立来島小学校	6	和久利友瑚 さん
雲南市教育長賞	雲南市立田井小学校	5	和泉 奏美 さん
奥出雲町教育長賞	奥出雲町立八川小学校	6	佐伯萌々花 さん
飯南町教育長賞	飯南町立頓原小学校	6	森 咲月 さん
雲南市青色申告会会長賞	雲南市立斐伊小学校	6	陶山 杏織 さん
奥出雲町青色申告会会長賞	奥出雲町立三成小学校	6	北原 歩 さん
飯南町青色申告会会長賞	飯南町立赤名小学校	6	清水 逢季 さん
公益社団法人雲南法人会雲南市支部長賞	雲南市立佐世小学校	6	秋田 郁斗 さん
公益社団法人雲南法人会奥出雲支部長賞	奥出雲町立亀嵩小学校	5	村上 楓香 さん
公益社団法人雲南法人会飯南支部長賞	飯南町立頓原小学校	6	伊藤 紅 さん



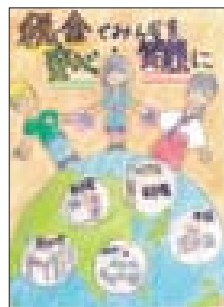
雲南青色申告会連合会長賞
阿井小6年 古川 美羽菜さん



公益社団法人雲南法人会長賞
赤名小6年 池田 愛羅さん



雲南地区納税貯蓄組合連合会長賞
佐世小6年 野中美杜さん



雲南地区租税教育推進協議会代表幹事賞
大東小6年 永瀬 ゆいさん



大東税務署長賞
布勢小6年 小倉 悠さん



島根県東部県民センター所長賞
加茂小6年 名原 慶太郎さん

租税教室 開催報告

今年度の租税教室は、雲南税務関連五団体連絡連絡協議会が小学校18校、中学校3校を担当し、内小学校16校、中学校2校を雲南法人会の役員、青年部会の皆さんを中心に講師を務めていただき開催しました。開催校は次のとおりです。

(小学校)

学 校 名	開 催 日	担当団体	講 師
雲南市 掛合小学校	R3.5.11	法人会	中澤 太輔
奥出雲町 阿井小学校	R3.5.14	法人会	川角 正・八澤 豊幸
奥出雲町 横田小学校	R3.5.14	法人会	絲原 丈嗣
飯南町 頓原小学校	R3.5.18	法人会	大森晃一郎・谷口 新吾
雲南市 田井小学校	R3.5.31	法人会	泰中 文雄
雲南市 海潮小学校	R3.5.31	法人会	野々村さほ子
雲南市 三刀屋小学校	R3.6.1	法人会	松尾 透
雲南市 斐伊小学校	R3.6.3	法人会	小林 泰造・大高 賢二
奥出雲町 亀嵩小学校	R3.6.3	納貯	橘 勝伸
雲南市 木次小学校	R3.6.4	青申会	櫻井 伸一
奥出雲町 布勢小学校	R3.6.9	法人会	石原誠太郎・八澤 豊幸
雲南市 寺領小学校	R3.6.11	法人会	小林 泰造・大高 賢二
奥出雲町 八川小学校	R3.6.16	法人会	安部 智晃
雲南市 西日登小学校	R3.6.22	法人会	大高 賢二・小林 泰造
飯南町 来島小学校	R3.6.30	法人会	後藤 幹司
奥出雲町 三成小学校	R3.6.30	法人会	内田 一聡
奥出雲町 馬木小学校	R3.7.6	法人会	吉川 朋実
飯南町 赤名小学校	R3.7.6	法人会	長谷川孝志・明見 太一

(中学校)

学 校 名	開 催 日	担当団体	講 師
雲南市 掛合中学校	R3.7.2	法人会	中澤 太輔
雲南市 加茂中学校	R4.1.20	税理士会	藤原 清文・松前 光朋
雲南市 吉田中学校	R4.2.7	法人会	高岡 裕司

永年の功績をたたえ 令和3年度納税表彰

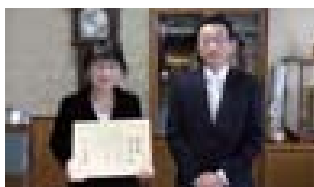
11月11日～17日の、「税を考える週間」に併せ、納税表彰が行われました。管内を中心に税務行政の運営や納税に関する啓発活動等を行う団体において、その活動に多大な功績を収められた方に対し毎年行われています。当会からも次の6名の方が法人会活動について高く評価され表彰を受けられました。受賞された皆様にはその功績を称えとともに、今後の更なるご活躍を祈念いたします。

大東税務署長表彰

- 理事 **井上 量夫氏** [(株)田部]
 女性部会長 **都間ゆかり氏** [(株)都間土建]
 前理事 **炭谷 明氏** [(有)炭谷運送]



井上 量夫氏



都間ゆかり氏



炭谷 明氏



松原 光男氏



岡田 辰雄氏



安部 正教氏

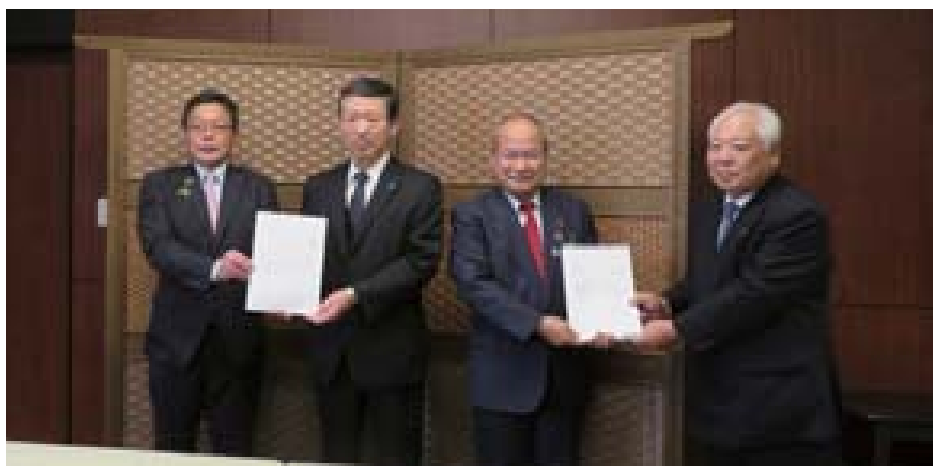
大東税務署長感謝状

- 理事 **松原 光男氏** [(松原木材産業(有))]
 理事 **岡田 辰雄氏** [(有)アプローズおかだ]
 前理事 **安部 正教氏** [(株)安部建設]

行動する法人会

令和4年度税制改正に関する提言

12月7日、地方自治体に対して提言活動を行いました。伊藤会長、加藤税制委員長が雲南市長 石飛厚志氏および雲南市議会議長 佐藤隆司氏を訪問し「令和4年度税制改正に関する提言書」を提出しました。



全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業関係)

11月25日

財政・金融・証券関係団体委員長

古川 康氏他



立憲民主党

財務金融部会 税制改正要望ヒアリング
11月26日

財務金融部会長 牧山 ひろえ 氏 他



国民民主党

税制調査会 税制改正要望ヒアリング
12月3日

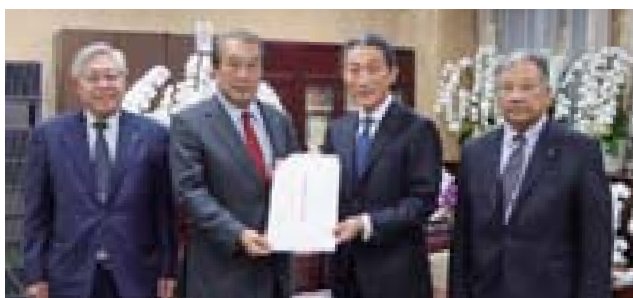
税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



財務省

11月9日

財務副大臣 大家 敏志 氏



右から田中税制副委員長、大家副大臣、飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 12月13日

長 官 大鹿 行宏 氏
次 長 重藤 哲郎 氏
課税部長 星屋 和彦 氏



左奥から星屋課税部長、大鹿国税庁長官、重藤次長
右奥から飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

10月20日

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏



右から 稲岡自治税務局長、飯野税制委員長、田中税制副委員長、松崎専務理事

中小企業庁

10月20日

長 官 角野 然生 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



左から 角野中小企業庁長官、飯野税制委員長、松崎専務理事、田中税制副委員長

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和4年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・地方を含めた政府・議会には「まず隼より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式会社を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12

月末日)を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

・一般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

・政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

・また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復

興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- ###### 2. 交際費課税の適用期限延長
- ###### 3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

各種全国大会開催

法人会全国大会 岩手大会



第37回法人会全国大会岩手大会が、10月7日盛岡会場と全法連会館からライブ配信によるオンライン形式で開催されました。

第1部の記念講演会は、アイリスオーヤマ株式会社 代表取締役会長 大山健太郎氏による「ユーザーイン経営」の演題での講演がありました。

た。第2部の式典では、

「令和4年度税制改正に関する提言」の報告や、「法人会青年の集い」租税教育活動プレゼンテーションの最優秀賞を受賞した際の発表映像が上映されました。

今回の全国大会は、令和4年10月13日に千葉県で開催される予定です。

全国青年の集い 佐賀大会

第35回全国青年の集い佐賀大会が、11月26日佐賀市文化会館で開催されました。

式典では、「租税教育活動プレゼンテーション」で最優秀賞を受賞した佐賀法人会の事例発表や「健康経営大賞プレ大会」で最優秀賞を受賞した磐田法人会の事例発表等が行われました。式典終了後の記念講演会は、優木まおみ氏による「身体と心・仕事と家庭バラ

ンス良く過ごすために」の演題での講演がありました。大会はライブ配信もされ、多くの全国の部会員が視聴しました。

11月16日朱鷺メッセ新潟コンベンションセンターで開催されました。



今回の全国青年の集いは、令和4年11月25日に沖縄県で開催される予定です。

全国女性フォーラム 新潟大会

第15回法人会全国女性フォーラム新潟大会が、



第1部の記念講演会は、佐渡市出身の金工作家 宮田亮平氏による「ときめきのとき」の演題での講演がありました。第2部の式典では、絵はがきコンクールの受賞作品の紹介や新潟県内の女性部会の活動の様子が映像で紹介されました。

今回の全国女性フォーラムは、令和4年4月14日に静岡県で開催される予定です。

新入会員紹介（令和3年度）

支部・地区名	法人名	代表者氏名	加入月
雲南市支部 大東地区	宇都宮工業(株)	宇都宮 功	10月
雲南市支部 掛合吉田地区	農事組合法人奥出雲マザーズ	古居 直子	10月

古くから伝わる日中両国の健康法「医食同源」のその後

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

中国から伝わったとも言われる、この「四文字言葉」を聞いたことのある人は多いでしょう。意味はまさに読んで字のごとで、「医」と「食」は根っこが同じなのだから、きちんと食事をしていれば病気の治療にも予防にもなる。つまり、毎日の食生活がいかに大切であるかを知らしめる先人の教えなのです。

こうした四文字言葉は中国からの伝来が多いので、これもそう思われていたようですが、日本の研究者の間で否定派と肯定派に分かれ、その後も結論は出ていません。では2つの説はどのように違うかを説明しましょう。

否定派の根拠は、中国には古くから「薬食同源」という言葉が定着していることです。これは「食べ物は薬にもなる」という意味ですが、本場の中国で「薬」が「医」に代わった形跡は無いため、中国の着想に準じて、間違いなく日本で作られた造語だと主張しています。

一方の肯定派は、薬と医は肉親のようなもので、双方の専門家でも区別は極めて難しいことを強調します。さらに中国の古書にも2つを同一視した記述があり、薬でも医でも本質は同じで、言わんとすることは同じではないか、と反論しています。

皆さんは、漢方薬についても、中国からの伝来説と日本での処方説のあるのをご存じでしょうか。漢方薬が中国から伝わってきたのは間違いありませんが、日本では長い歴史の中で動植物や鉱物も対象にした生薬（しょうやく）の研究が進みました。それらの量や組み合わせも細かく工夫され、薬として確立されたものの多くは、「処方」されたと呼ばれています。中国から伝わったものも「処方」されたと呼ばれることはありますが、それらは江戸時代に使われたものが中心です。日本の漢方薬は江戸時代以降に急速に研究が進んでいるので、現在使われている漢方薬は中国伝統医学と一線を画する状況になっています。双方を同一視すべきではない、との意見は強いのです。

中国には「薬食同源」と同格のような伝統料理「薬膳」も

中国を旅行した際に「体に良い食べ物」として古くから存在する「薬膳」を食した経験がある方もいるでしょう。そもそも薬膳とは、薬のようなお膳という意味ですから、薬食同源を地で行く飛び切りの健康食です。「薬膳」とは、簡単に言うと病気を予防するパワーのある食材を集めて作られる料理のことで、具体的には、穀類は五穀、肉類は五畜、野菜は五菜、果物は五果が選ばれます。

中国の健康食は「未病の段階で治す」を前提に、病気に進まないよう、少し体調が悪くても発病しないよう、細心の配慮がされています。薬膳には店に来てくれた人の体調にマッチした食材が選ばれ、「おいしかった、また来るね」と、お客さまが笑顔で引き上げるのを見送るのが基本中の基本です。

日本にも近年は薬膳料理の店が増えてきましたが、中国に薬膳料理という言葉はありません。それは膳には料理の意味があるからで、薬膳にとどめるのです。本場の誇り、と言えます。

ここで、日本の自慢話も少ししましょう。日本の和食は近年、見事な健康食として欧米から注目されていることはご存じですよね。その和食は2013年に、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。新鮮な食材の活用、栄養のバランスのとれた調理法が高く評価されたのです。中でも人気が高かったのは、主食に一汁三菜という食事法でした。例えば、ご飯に味噌汁、肉か魚の主菜、納豆や豆腐など大豆製品と野菜の副菜、そして香の物。これぞ医食同源、薬食同源と、アジアの各国からも熱い視線が注がれました。

医食同源どころか肝心の食事をしなくなった現代の若者たち

このように日本には昔から医食同源、薬食同源の教えがあり、近年では和食が世界の誇りと称賛されているのに、それらが生かされない状況になってきました。それは、肝心要の食事がソッポを向かれ、食べられなくなってきたからです。

始まりは、若者たちの朝食離れでした。パソコンやゲームで夜更かしをして、朝食を食べる時間があれば寝る方を選び、職場や学校に出かけます。スマホ時代になり朝食離れはさらに進みましたが、何よりも「食べるのが面倒になった」という感じです。いや、それよりも食べる元気というか、気力がなくなったとしか思えません。ダイエットをしている訳でもないのに、食べ盛りの若者がどうして、と不思議になります。

ある集まりで「朝食を食べているかどうか」を調査すると、食べている人の1位は定年退職者の男性で、2位は専業主婦だったそうです。食べない人に理由を聞くと、食べるより寝る時間を大事にしたい、が一番多かったとのことでした。

結論として、こんな食生活では医にも薬にもなりません。医食同源に無関心な若者たちは、三大栄養素（タンパク質、炭水化物、脂質）も知らないでしょうね。それにビタミンとミネラルが加わると五大栄養素、さらに食物繊維が入ると六大栄養素。せめてそれだけは覚え、明日の日本を支えてほしいものです。

筆者紹介 大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載『医療ルネサンス』を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

雲南市支部
大東地区

有限会社 三ツ和

家具製造・建築デザイン

代表取締役 **つのもり こういち**
角 森 宏 一

昭和40年10月7日生まれ



◆私の好きな言葉(または座右の銘)

明日は明日の風が吹く

◆私の趣味

バイクツーリング・キャンプ

◆私の健康法

たまに乗る自転車

◆我が社のモットー

一つ一つ手作りの家具・建物です。お客様とご相談しながらより良い物造りを心がけています。

昭和40年に、父が立ち上げた木工所で、3人で始めたから三ツ和木工と名前を付けたと聞きました。始めたころは職人一筋でこの世界にいたため、経営の事とか全然解らなかったそうです。そんな中、地域の皆様に助けをいただきながら50年以上この地でお世話になっております。

私も、高校卒業後、建築設計事務所に勤めておりましたが、98年に家業を継ぐため帰ってまいりました。05年には父に代わり代表取締役となり、それに伴い木工中心から建築工事、建築設計、商業施設設計など建築の分野にも少しずつ力を入れてまいりました。父同様、地域の皆様から多くのご支援をいただきながら、今日まで仕事をさせていただいております。コロナ禍で大変なこの時代にもかかわらず、いろいろな方にお声をかけていただき、仕事をさせていただいている事に日々感謝しております。

これからも一歩ずつでも前に進んでいけるよう精進したいと思います。

雲南市支部
木次地区

幸和建設 株式会社

建設業・不動産業

代表取締役 **すとう こうじ**
周 藤 浩 二

昭和44年7月4日生まれ



◆私の好きな言葉(または座右の銘)

努力する人は希望を語り、怠ける人は不満を語る。

◆私の趣味

ゴルフ、旅行、キャンプ、海釣り、飲み歩き

◆私の健康法

ゴルフ、水泳

◆我が社のモットー

ご安全に!

昭和42年に石工、土木工事業を主として創業いたしました。

近年の建設投資の減少に伴う受注環境の激化など厳しい環境の中、建築工事業、建築士事務所、不動産事業、真砂土採取事業等の事業領域を拡大し、事業を行っております。

入社当時は、土木工事について技術を覚えるのに必死でした。毎日朝早くから夜遅くまで仕事をしていました。この仕事に魅力を感じるようになった頃に、建設業界の仕事が「危険、きつい、汚い」と敬遠されていました。またその頃には、建設投資も減少傾向にあり将来に対し不安を感じていました。

近年の豪雨災害が多発する中、地域のインフラ維持管理への「地域の守り手」として地域の建設業への存在価値についてご理解を頂いているのではと、今では誇りに思っております。

これからも、今まで支えて下さった地域の皆様へ、恩返しができるよう頑張っていきたいと思っております。

代表取締役 **や さわ とよ ゆき**
八 澤 豊 幸

昭和61年12月2日生まれ



◆私の好きな言葉(または座右の銘)

雨垂れ石を穿つ

◆私の趣味

読書、オンラインゲーム

◆私の好きな著名人

スティーブ・ジョブズ

◆私の健康法

ストレスをためない
(好きなことをとことんやる)

◆最近読んだ本

小さな会社を強くする衝撃のブランド力

◆我が社のモットー

自社に関わる人すべてを笑顔にする

私が起業してから8年が経とうとしています。それまで普通のサラリーマンだった私が起業するなど考えたことはありませんでした。当時を振り返ると若気の至りと思われても仕方ありませんし実際にそうでした。

それでも人生を掛けてでも勝負したいと思ったのは、当たり前になっていた仕事ができなくなることへの喪失感からです。

今となってはエディブルフラワーというワードを聞かれたことがある方も多いと思いますが、8年前はほとんどの方が知らない言葉でした。

私の好きな言葉“雨垂れ石を穿つ”この言葉の通り腐らずに続けていくことで、世の中に少しでも知っていただける機会ができたと思っています。

コロナ禍で普通が普通じゃなくなる恐怖を体験し、これから先は既存顧客のニーズをさらに深掘すること、新規顧客の開拓、お花で食にエンターテイメントを。コンセプトに世界中の人の食体験を刷新するような、ワクワクする世界を創出していきたいと思います。

代表取締役 **なか やま なお き**
中 山 直 樹

昭和51年1月17日生まれ



◆私の好きな言葉(または座右の銘)

仕事も遊びも全力で！

◆私の趣味

ゴルフ

◆私の健康法

朝の愛犬との散歩とお酒

◆我が社のモットー

仕事が楽しくなければ良い仕事は出来ない

高校卒業後、建築系の専門学校に進学し、その後、設計事務所で働き、25歳の時に家業を手伝うために故郷の飯南町へと帰りました。当社の仕事は主に建物の外部となる屋根・外壁・雨樋等の施工をしています。入社当時は、建物外部の仕上部分を施行する責任や、屋根や壁の種類によって変わる様々な工法を覚えていくのに必死でした。そうやって仕事をこなしていく中で、施工した建物に住まれる施主様からの喜びの声や、施工した建物を見た地域の方からお褒めの言葉を頂く度に、自分の仕事への自信、楽しさややりがいに繋がっていきました。現在は自分が会社をまとめる立場となりこれまで以上に苦勞することもあります。それ以上に仕事へのやりがい・楽しさを強く感じ充実した日々を過ごしています。また若い従業員も増え、会社全体が更に明るく力強く、団結力も強まったように思います。

今後も更に良い仕事ができるように努力して参ります！

大東税務署からのお知らせ



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信

そのまま自宅等で受取



1 STEP 自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2 STEP 手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり370円です。

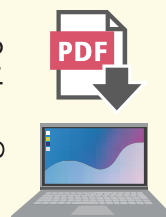


3 STEP 電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから90日間です。

※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。

R3.9



他にもまだある // 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1
STEP

自宅やオフィスで請求

▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Tax を初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。(QR コードは (株) デンソーウェアの登録商標です)

2
STEP

税務署窓口で本人確認

▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。

▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。

▶ 本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かります。

▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。

3
STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。

1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)

4
STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダライタの購入が必要です。
 ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (S P 版) はご利用できません。
 ※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付  **こんな方におススメ!** さらに詳しい情報は  [こちら](#)


e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税  **こんな方におススメ!** さらに詳しい情報は  [こちら](#)




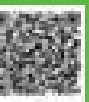
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 ▶ 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 ▶ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。




3>> インターネットバンキング等    さらに詳しい情報は  [こちら](#)

納付方法 ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付   さらに詳しい情報は  [こちら](#)

納付方法 ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 日付を指定して納付されたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税 消費税（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 制限なし
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> e-Taxで申告をされている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-Tax利用開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関により異なる
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードを利用されている方 インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
- ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。詳しくはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
自宅で国税と地方税の
納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

 e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

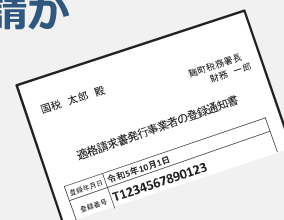
＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

**多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！**

**早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！**

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和3年12月）

インボイス制度説明会
申込受付中！

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

その疑問に
お答えします！

📢 オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



📢 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
に関する情報



📢 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧ください。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和3年12月)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税の税率は、10%です(注1)。
基準期間(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。 (注1) 飲食料品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合は、課税事業者になります。



期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	年間 課税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和3年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納税が困難な方には猶予制度があります。

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】 8:30 ~ 17:00 (土日祝除く)



詳しくはこちら↑

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



国税庁

検索

便利な
納付方法は
裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!



インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくはこちら→



■ダイレクト納付を利用した予納

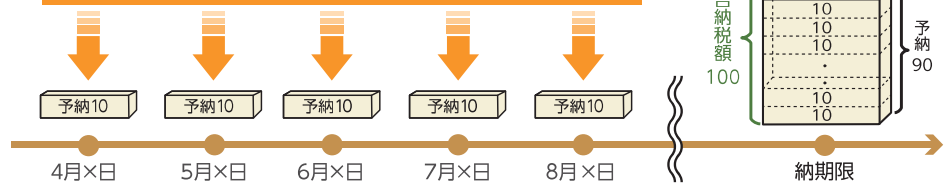
ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。



国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で振替依頼書を提出する必要がありますが、令和3年1月からオンライン（e-Tax）で提出できるようになりました。（注）個人の方に限ります。



詳しくはこちら↑



詳しくはこちら↑

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注）から、自主的に中間申告・納付することができます。

（注）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する相談

軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は、「軽減・インボイスコールセンター（消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター）」で受け付けております。

【フリーダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

詳しくはこちら↑

※ 軽減税率制度及びインボイス制度については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。



島根県からのお知らせ

法人の県民税の法人税割における超過課税の延長について

島根県では、法人の県民税の法人税割における超過課税の適用期間を5年間延長することとしました。（適用要件はこれまでとおりです。）

○適用期間

改正後	改正前
昭和52年4月1日から 令和9年3月31日まで に終了する各事業年度 及び各連結事業年度	昭和52年4月1日から 令和4年3月31日まで に終了する各事業年度 及び各連結事業年度

○適用要件

法人等の区分	法人税割の税率
<ul style="list-style-type: none"> • 資本金の額又は出資金の額^{※1}が1億円を超える法人 • 保険業法に規定する相互会社 • 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円^{※2}を超える法人等 	1.8%
<ul style="list-style-type: none"> • 上記以外の法人等 	1.0%

※1 資本金の額又は出資金の額は、次の表に定める日現在における金額によります。

申告区分	基準日
確定申告	各事業年度又は各連結事業年度の末日
中間申告	各事業年度又は各連結事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日

※2 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を関係都道府県に分割する前の額によって判定します。

また、課税標準の算定期間が1年に満たない場合には、「年1千万円」の額を次の算式によって算出した額に読み替えます。

$$1 \text{ 千万円} \times \frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}{12}$$

月数は、暦によって計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

清算予納申告及び清算確定申告（平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります）について、超過税率の判定における資本金の額又は出資金の額の基準日は、解散の日となります。また、適用する税率も解散の日の税率となります。

税率については、今後の条例改正により変更されることがありますのでご注意ください。

■お問合せ先

島根県東部県民センター	法人課税課	0852-32-5621
島根県西部県民センター	法人・軽油課税課	0855-29-5519
島根県総務部税務課	課税グループ	0852-22-5892

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(現金・預金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

 公益社団法人 雲南法人会

電話番号 0854-45-0212
URL unnan-h@bs.kkm.ne.jp



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG 損保のリスクソリューション



- 政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災(業務災害総合保険)
- 会社で入る医療補償
ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)
- 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える
スマートプロテクト(総合事業者保険)
- 地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)
- 企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)
- 火災と地震災害に備える
プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)
- 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応
情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)
- 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)
- 海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク
WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
2021年12月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

山陰支店
〒690-0006
島根県松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル 6F
TEL.0852-26-2781 FAX.0852-26-2776
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(21-073020 2021-12)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

病気や身体のことを 気軽に相談できる 専門医はいますか?

例えばこのようなとき...



痛みが長続き
している



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの基準が
わからない



家族の体調
が心配

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様^(※1) **月1回^(※2)**のご相談まで
無料で利用いただけます。

^(※2)
納得いくまで何回でも
追加質問できます。

24時間いつでも
相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)



(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。
サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこちらから



Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

かけがえのない 物語を支えたい。

社員含意の家族へのサポート。支えたい。
 かけがえのない生命保険。
 実は、日本の会社99%は9,000万の中小企業です。
 その会社で働く人々の将来、希望、夢をサポート。
 かけがえのない個人や会社の物語。
 大同生命は経営者や家族をサポートしています。
 そして、未来の世代のために、中小企業から
 夢を叶えるサポートを。
 中小企業にこそ、事業承継、万が一への保険は
 欠かせない。支えたい。思っています。
 現在、契約している企業数は約10万社。
 10社に1社が生命の信頼の証であり、責任の重みを感じています。
 大きな変化を迎える時代。支えたい。
 夢を叶えるサポートを。家族の未来のために。
 私たちは全力で取り組んでいます。



37万社の中小企業を支える責任。 **DJIDO** 大同生命

山陰支社 出雲営業所/出雲市塩治善行町12-2(中村ビル3F) TEL 0853-21-4552

- ・公益社団法人雲南法人会 会報 **雲南64号**
- ・発行 公益社団法人雲南法人会 ・編集 広報委員会
- ・発行日 令和4年3月20日
- ・住所 雲南市三刀屋町三刀屋46-1 新和設備工業(株)2F
TEL(0854)45-0212 FAX(0854)45-0215 E-mail unnan-h@bs.kkm.ne.jp
- ・印刷 武永印刷株式会社